

『環境影響評価書』の作成例

※以下、記載の表現はあくまで一例を示したものです。環境影響評価書については、技術指針、事業計画等を踏まえて調査・予測・評価を適切に実施の上、わかりやすく作成して下さい。

1 事業者の氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
福岡食品株式会社 代表取締役 福岡 太郎
福岡県福岡市博多区東公園△△番△△号

2 事業の名称

福岡食品株式会社△△工場設置事業

3 事業の種類

工場の設置 (水質)

4 事業の規模

排出水量：通常 400 m³/日
最大 500m³/日

5 事業実施場所

福岡県△△市△△ 1丁目1番1号

6 事業の目的

△△の需要増加に対応するため、工場の設置 (製造施設の増強) により市場への供給量を増やすもの。

7 環境保全対策の検討結果

次頁以降に記載

8 環境影響評価の受託者の住所及び氏名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
株式会社△△ 代表取締役 △△ △△
福岡県△△市△△ 3丁目3番3号
連絡先：△△△-△△△-△△△△
担当者：△△ △△

環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託した場合に記載して下さい。

環境保全対策の検討結果

◆計画策定時の環境保全対策を検討した項目及び環境影響評価の実施を検討した項目の一覧

| 項 目 | | 計画 策定 時の 対策 | 環境影響評価の実施の検討 | | 評価 に基 づく 対策 |
|----------------------|---------------------------|----------------------|--------------|--|----------------------|
| 環境要素 | 影響要因 | | 選定 | 理 由 | |
| 水の濁り 水の汚れ 富栄養化 | 工場の操業に伴う施設等からの排水 | ○ | ○ | 工場の操業に伴い、排水を△△川へ放流するため。 | ○ |
| 土壌汚染 | 工場における有害物質の取扱い又は製造 | × | × | 工場において原料・材料としての有害物質の取扱い又は製品としての製造がないため。 | — |
| 騒 音 | 工場の操業に伴う騒音を発生する施設の稼働 | ○ | ○ | 騒音規制法に定める特定施設を設置しないが、騒音発生施設から概ね200mの範囲内に騒音による影響を受ける人家等が存在するため。（別紙参照） | ○ |
| 振 動 | 工場の操業に伴う振動を発生する施設の稼働 | × | × | 振動規制法に定める特定施設を設置しないため。 | — |
| 地盤沈下 | 工場の操業に伴う地下水の揚水による地下水位の低下 | × | × | 工業用水として地下水の揚水を行わないため。 (△△市上水道より給水) | — |
| 悪 臭 | 工場における悪臭を発生させる物質等の取扱い又は製造 | × | × | 工場において原料・材料としての悪臭を発生させる物質等の取扱い又は製品としての製造がないため。 | — |
| 廃 棄 物 | 工場の稼働に伴う発生 | ○ | ○ | 工場の操業に伴い、廃棄物が発生するため。 | × |

「計画策定時の対策」の欄

○：計画策定時の環境保全対策を実施するもの

×：計画策定時の環境保全対策を検討しなかったもの

「選定」の欄

○：評価項目として選定し、環境影響評価を実施するもの

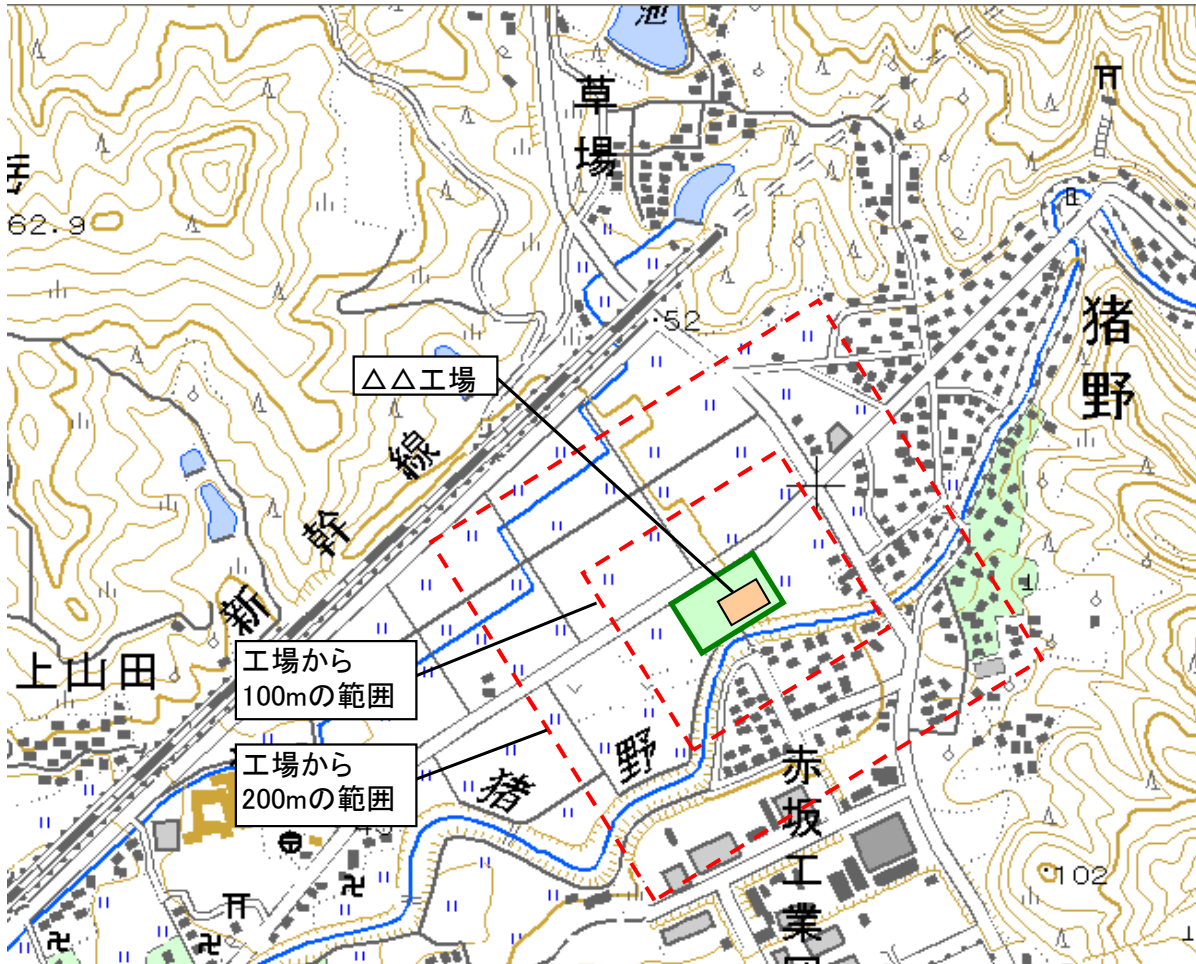
×：評価項目として選定しなかったもの

「評価に基づく対策」の欄

○：環境影響評価の結果に基づき環境保全対策を実施するもの

×：環境影響評価の結果から、環境保全対策を要しないもの

—：環境影響評価を実施しなかったもの



※ 騒音規制法、振動規制法に係る特定施設を設置する場合において、振動発生施設(工場)と人家等との距離が一定以上離れていることを理由とし、騒音、振動の項目を選定しないときは、振動発生施設(工場)と人家等との距離関係がわかる図面を添付して下さい。

◆環境影響評価の結果及び環境保全対策の内容

【水質／水の濁り】

【計画策定時の環境保全対策】

- ・汚水排水処理施設の設置

【評価の視点】

- ・下流域の利水地点における水の利用への影響
- ・排水による影響を受ける地点における環境基準への適否

【調査】

調査項目

- ①利水地点の位置、利水の目的、利水の時期
- ②下流域における流量及びSSの状況
- ③工場からの排水の量及びSS

調査地域及び調査地点

調査項目①：工場排水が流入する△△水系において、排水が100倍以上に希釈されるまでの範囲

調査項目②：工場排水の排出地点、工場排水が流入する△△水系において排水が100倍以上に希釈される地点並びに100倍以上に希釈される地点までの範囲内における利水地点及び流量が変動する地点

調査方法

調査項目①：現地調査（及び聞き取り調査）

○現地調査

- ・調査実施者：△△環境コンサルタント△△課職員△名
- ・調査日：平成30年3月20日

(○聞き取り調査)

- ・確認先：△△町役場△△課、△△農業協同組合

調査項目②：既存資料の収集及び現地調査

○既存資料

- ・平成29年版 公害関係測定結果

○現地調査

- ・調査実施者：△△環境コンサルタント△△課職員△名
- ・調査時期：平成30年3月20日～平成30年4月3日
※1週間間隔で3日（1日につき3回以上）

調査項目③：事業計画に基づく把握

調査結果

①利水地点の位置、利水の目的、利水の時期

現地調査（及び聞き取り調査）の結果、農業用取水口、水道用取水口等の利水地点は確認されなかった。

②下流域における流量及びSSの状況

△△水系において、工場排水の排出地点から下流域の環境基準は、△△橋より上流がA類型、△△橋より下流がB類型とされている。なお、平成28年度における環境基準点△△橋のSS（75%値）は3mg/Lであり、環境基準25mg/Lを満足している。

現地調査における河川の流量及びSSについては、表1に示すとおりである。

※環境基準、調査地点、測定結果の詳細は別紙1～3を参照

表1 河川の流量及びSSの測定結果

| | 河川流量 (m ³ /日) | SS (mg/L) | 環境基準 SS(mg/L) |
|-------------------|-----------------------------|--------------|------------------|
| 調査地点Ⅰ（排水地点） | 10,000 | 2 | 25 |
| 調査地点Ⅱ（□□川合流点付近） | 35,000 | 4 | |
| 調査地点Ⅲ（100倍以上希釈地点） | 52,000 | 3 | |

③工場からの排水の量及びSS

事業計画における工場からの排水の量及びSSについては、表2に示すとおりである。なお、本工場は水質汚濁防止法の特定事業業に該当し、排水は△△川へ放流することから、SSに係る排水基準については「博多湾水域に係る上乘せ排水基準」が適用される。

※排水基準の詳細は別紙4を参照

表2 工場からの排水の量及びSS

| 工場排水量 (m ³ /日) | SS (mg/L) | 排水基準 SS(mg/L) |
|---------------------------|------------|---------------|
| 400 (最大 500) | 10 (最大 20) | 70 (最大 100) |

[予 測]

予測項目

- ①調査地点における将来予測値
- ②SSの将来予測値を踏まえた調査地点における環境基準への適否の状況

予測時期

予測項目①、②：事業活動が定常状態となる時期

予測方法

予測項目①：解析式による計算

○解析式

予測にあたっては、工場排水が河川水と直ちに混合するものとみなし、次に示す完全混合式を使用する。

$$S = (S_1 \cdot Q_1 + S_2 \cdot Q_2) / (Q_1 + Q_2)$$

S : 測定点付近における予測水質 (mg/L)

S₁ : 測定点付近における現況水質 (mg/L)

S₂ : 新たに増大する排出水の水質 (mg/L)

Q₁ : 測定点付近の流量 (m³/日)

Q₂ : 新たに増大する排出水量 (m³/日)

○予測条件

予測の計算にあたっては、表3に示すとおり河川水の流量は測定結果のうち最小値、河川水のSSは測定結果の平均値、工場排出水の量及びSSは申請値の最大値を使用する。

表3 河川水及び工場排出水に係る予測条件

| | | 水量 (m ³ /日) | SS (mg/L) |
|------|-------|------------------------|-----------|
| 河川水 | 調査地点Ⅰ | 10,000 | 2 |
| | 調査地点Ⅱ | 35,000 | 4 |
| | 調査地点Ⅲ | 52,000 | 3 |
| 工場排水 | | 500 | 20 |

予測項目②：予測結果を踏まえた解析

予測結果

予測方法に基づき計算された各調査地点における予測結果は表4に示すとおりである。

調査地点Ⅲにおいて、SSは工場の操業に伴い3mg/Lから3.2mg/Lへ変化すると予測される。

また、全調査地点において、予測結果は環境基準を大きく下回っており、良好な河川環境が保たれるものと考えられる。

表4 各調査地点における現況水質及び予測水質

| | 河川水質 SS (mg/L) | | 環境基準 (mg/L) |
|-------|----------------|-----|-------------|
| | 現況 | 予測 | |
| 調査地点Ⅰ | 2 | 2.9 | 25 |
| 調査地点Ⅱ | 4 | 4.2 | |
| 調査地点Ⅲ | 3 | 3.2 | |

[評価]

各調査地点の予測水質は環境基準を十分に満足しており、予測地点Ⅲにおける水質の変化も僅かであることから、工場の操業に伴う河川水質への影響は小さいものと考えられる。

[追加対策]

製造処理施設、排水処理施設の運転管理、点検等を徹底するとともに、排出水の水質を定期的に測定・把握し、より一層の環境負荷の低減に努める。

【騒音／工場の操業に伴う騒音を発生する施設の稼働】

【計画策定時の環境保全対策】

- (1) 騒音を発生する施設は低騒音型を使用する。
- (2) 騒音を発生する施設はできる限り屋内に設置する。

【評価の視点】

周辺の人家等への影響

【調査】

- 調査項目：①工場に設置する騒音を発生する施設の種類及び稼働台数
②騒音による影響を受ける対象（人家等）の位置

調査地域

調査項目②：騒音を発生する施設から概ね 200m の範囲

調査方法

- 調査項目①：事業計画に基づく把握
調査項目②：既存資料（住宅地図）の収集又は現地調査
- 既存資料
 - ・工場周辺の住宅地図（1/2,000）
 - 現地調査
 - ・調査実施者：△△環境コンサルタント△△課職員△名
 - ・調査日：平成 30 年 3 月 22 日

調査結果

- ①工場に設置する騒音を発生する施設の種類及び稼働台数
工場に設置する騒音を発生する施設について、その概要は表 5 に示すとおりである。
なお、いずれの施設も低騒音型であり、クーリングタワーを除いて屋内に設置する。

表 5 工場に設置する騒音を発生する施設

| | 能力 | 台数 | 備考 |
|----------------|-----|----|--------|
| 送風機（低騒音型） | 5kW | 2 | 8～21稼働 |
| コンプレッサー（低騒音型） | 6kW | 4 | 0～24稼働 |
| クーリングタワー（低騒音型） | 3kW | 1 | 8～22稼働 |

- ②騒音による影響を受ける対象（人家等）の位置

工場周辺において、北東、東、南側にかけて人家、病院等が存在する。なお、最寄り
は南側の人家で工場から概ね 30m に位置している。

※工場周辺における人家等の位置の詳細は別紙 5 を参照

（必要に応じて、騒音の測定結果をとりまとめる。）

【予 測】

予測項目

騒音を発生する施設の種類、稼働台数を踏まえた騒音レベル

予測地点：①敷地境界
②最寄りの人家等

予測時期：事業活動が定常状態となる時期

予測方法：解析式による計算

○解析式

予測にあたっては、次に示す距離減衰式を使用する。

$$L_N = L_W - 20 \log_{10} r - 8$$

L_N : 敷地境界における騒音レベル (dB)

L_W : 音源からのパワーレベル (dB)

r : 音源から敷地境界までの距離 (m)

○予測条件

予測の計算にあたっては、表6に示すとおり騒音を発生する施設のパワーレベルはメーカーの設計値、その施設からの敷地境界又は最寄りの人家までの距離は地図の縮尺から求めた数値を使用する。なお、送風機、コンプレッサーについては低騒音型であり、屋内に設置することから、騒音による影響はほとんどないと考えられるため、予測の対象としない。

表6 騒音を発生する施設のパワーレベル及び敷地境界等との距離関係

| | |
|-----------------------|------|
| クーリングタワーのパワーレベル | 70dB |
| クーリングタワーから敷地境界までの距離 | 5m |
| クーリングタワーから最寄りの人家までの距離 | 30m |

予測結果

予測方法に基づき計算された敷地境界及び最寄りの人家における予測結果は表7に示すとおりである。

敷地境界における騒音レベルは48dB、最寄りの人家における騒音レベルは32dBと予測され、工場周辺では環境基準（C類型）を満足する。

表7 敷地境界及び最寄りの人家における予測騒音レベル

| | 予測結果 | 環境基準（C類型） |
|--------|------|--------------|
| 敷地境界 | 48dB | 昼(6～22)：60dB |
| 最寄りの人家 | 32dB | 夜(22～6)：50dB |

[評価]

最寄りの人家における予測騒音レベルは環境基準を十分に満足することから、工場の操業に伴う周辺の人家等への影響は小さいものと考えられる。

[追加対策]

騒音を発生する施設の点検を徹底し、整備不良、老朽化に伴う騒音の増大を防ぐ。

【廃棄物／工場の稼働に伴う発生】

【計画策定時の環境保全対策】

- (1) 社外への廃棄物排出量をできる限り抑制する。
- (2) 廃棄物の処理委託先については、契約前に許可内容等を確認するとともに、契約後に定期監査を実施する。

【評価の視点】

工場の稼働に伴い発生する廃棄物の抑制及び処理

【予 測】

予測項目

- ① 工場の稼働に伴い発生する廃棄物の種類及び量
- ② 工場の稼働に伴い発生する廃棄物の処理の方法

予測方法：事業計画に基づく把握

予測結果

工場の稼働に伴い発生する廃棄物等の種類、量及び処理方法に係る予測結果は表 8 に示すとおりである。年間の総発生量は 500t であり、内訳は動植物性残さ 310t（62%）、汚泥 100t（20%）、廃油 50t（10%）、廃プラスチック類 30t（6%）、金属くず 10t（2%）となっている。

発生した不要物のうち、家畜飼料、プラスチック等の原材料となるものはリサイクル業者に有価で売却し、その他は産業廃棄物処理業の許可業者に処理委託する予定である。なお、産業廃棄物については、処理委託後においてセメント原材料、再生油、熱回収（サーマルリサイクル）等のリサイクルが行われる予定である。

表 8 工場の稼働に伴い発生する廃棄物等の種類、量及び処理方法

| 種類 | 発生量 (年/t) | 割合 (%) | 処理方法 (※廃棄物の処理委託予定先を選定している場合は、必要に応じて記載する。) |
|----------|--------------|-----------|--|
| 動植物性残さ | 310 | 62 | 中間処理業者（焼却）に委託：20% リサイクル業者に売却：80% |
| 汚泥 | 100 | 20 | 中間処理業者（焼却）：100% |
| 廃油 | 50 | 10 | 中間処理業者（焼却、油水分離）：100% |
| 廃プラスチック類 | 30 | 6 | 中間処理業者（焼却、破碎、熔融）：90% リサイクル業者に売却：10% |
| 金属くず | 10 | 2 | リサイクル業者に売却：100% |

※廃棄物の種類、発生量等は、本社△△工場のデータを踏まえて算定している。

【評 価】

工場においては、ゼロエミッションに向けた取り組みを推進することとしており、生産工程での廃棄物発生量を削減するとともに、廃棄物処理委託先についてはリサイクルをできる限り実施している事業者を優先的に選定することなどにより最終的な廃棄物の発生量が抑制される。

また、廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律等の関係法令の基準に基づき、保管、処理等を適切に行うこととしている。特に、処理委託後においては、契約書、マニフェスト、帳簿等の管理・把握を徹底するとともに、処理委託先への立入を年2回以上実施することなどにより処理状況を確認することとしている。

以上のことから、工場の稼働に伴い発生する廃棄物については、発生量が抑制されており、適正な処理が行われるものと考えられる。

[追加対策]

工場の稼働に伴い発生する廃棄物については、計画策定時の環境保全対策を講じることにより、発生量の抑制及び適正な処理が行われるものと考えられるため、追加対策は行わない。